

仕様書

1. 件名

秋田公共職業安定所男鹿出張所ほか2所における窓口案内システムの更新

2. 概要

秋田公共職業安定所男鹿出張所ほか2所における窓口案内システム機器一式の購入、搬入・設置・接続調整作業及び既存機器一式の撤去作業を委託するもの。

3. 履行場所

- (1) 秋田公共職業安定所男鹿出張所（男鹿市船川港船川字新浜町 1-3）
- (2) 大館公共職業安定所鷹巣出張所（北秋田市鷹巣字東中岱 26-1）
- (3) 鹿角公共職業安定所（鹿角市花輪字荒田 82-4）

以下、(1)を「男鹿所」、(2)を「鷹巣所」、(3)を「鹿角所」という。

4. 契約期間

契約の日から令和8年3月23日まで

納入・設置等作業については、原則として閉庁日（土曜、日曜、祝日）の8時30分から17時00分頃までとする。ただし、必要に応じて、開庁日（平日）の作業を認める場合もあるため、実際の作業にあたっては、下記9（3）現地担当者と協議のうえ決定すること。

5. 新システムの仕様等について

(1) 共通事項

- ① 設置場所は、別紙1図面「①男鹿所 配置図」、「②鷹巣所 配置図」、「③鹿角所 配置図」のとおりとすること。
- ② 各窓口へのスムーズな誘導のため、本契約により調達する機器により来所者の利用目的により受付カードを発券し、窓口カウンターからの番号呼出し操作に連動して音声及び各種ディスプレイにより番号にて各窓口案内を行うシステムであること。
- ③ 安定稼働の観点から、通信方式はすべて有線接続とすること。
- ④ 新規に設置する全ての機器について、据付、接続、配線、現地調整、導入時の設定作業等の付帯作業まで行い、発券機、表示器及び操作機が連動し、自動窓口受付システムとして正常に稼働するよう適切に処理すること。

(2) 調達数量

	男鹿所	鷹巣所	鹿角所	合計
発券機	1 台	1 台	1 台	3 台
表示器	2 台	3 台	3 台	8 台
操作機	8 台	7 台	1 2 台	27 台
ロール紙	10,000 枚	10,000 枚	10,000 枚	30,000 枚

※鹿角所の操作機のうち 1 台は予備とするため、設置は不要

(3) 機器仕様詳細

品名	仕様詳細
発券機	・ 外寸は 345mm(W)×345mm(D)×290mm(H)程度とすること。 ・ 液晶モニタのサイズが 10 インチ程度のタッチパネル式とすること。 ・ 管理及び監視機能が搭載され、番号表示器、呼出操作機等全ての機器の制御が一律に可能なものであること。発券プリンターを内蔵していること。 ・ 中継器との通信方式は、安定稼働の観点から有線接続とすること。 ・ 発券機能はタッチパネルと一体型、外部連動型であるかは問わない。 ・ 1 台で 4 業種以上の対応が可能であること。 ・ 発券カードには 3 桁の受付番号、業務内容、発行年月日、メッセージ、発券時刻および安定所名を印字できること。 ・ 発券カードは単券と半券仕様が選択可能であること。 ・ 内部機能として、当日集計、週集計及び月集計を行い、集計データを印刷できること。また、集計データは CSV 形式などで保存できること。 ・ その他内部機能として、呼出音声を設定できること。
番号表示器	・ 型式について 液晶モニタ式（液晶テレビは不可）とする。 男鹿所：液晶モニタ式 2 台（画面サイズ 40 インチ程度） 鷹巣所：液晶モニタ式 3 台（画面サイズ 40 インチ程度 2 台） （画面サイズ 30 インチ程度 1 台） 鹿角所：液晶モニタ式 3 台（画面サイズ 40 インチ程度 1 台） （画面サイズ 30 インチ程度 2 台） 詳細は「各所 配置図」参照

	・ 設置について 別添「各所 配置図」参照 取り付けの際は、現地担当者に確認の上、落下等が生じないよう強度・耐震等を十分考慮し、待合フロアから見えやすい箇所へ固定する等、最適な設置方法を採用すること。 中継器との通信方式は、安定稼働の観点から有線接続とすること。 男鹿所及び鷹巣所については、耐震性に優れたディスプレイスタンドを設置すること。ディスプレイスタンドの仕様については以下のとおり。 男鹿所は、両面取付可能でスタンドは 40 インチ程度のディスプレイに対応しており、設置位置について、画面下の高さが地上から 1,179 mm以上あるものとする。こと。 鷹巣所は、2 台のディスプレイスタンドを設置すること。 1 台は両面取付可能でスタンドは片面 40 インチ、もう片面 30 インチ程度のディスプレイに対応しており、設置位置について、画面下の高さが地上から 1,179 mm以上あるものとする。こと。もう 1 台については、片面取付可能でスタンドは 40 インチ程度のディスプレイに対応しており、設置位置について、画面下の高さが地上から 1,322 mm以上あるものとする。こと。 ・ 画面には、操作機からの番号呼出操作に連動した画面表示を有し、3 桁の呼出番号・窓口番号・待ち人数を表示できること。操作機からの番号保留操作に連動して、不在者番号一覧を表示する機能を有していること。 ・ 番号表示、待ち状況、発券番号等が待ち椅子からでも見えやすいような色の文字、大きさで表示されること。 ・ 呼出案内表示と連動して音声出力による呼出案内が可能であり、どの窓口で呼ばれているか来庁者側が視覚的に分かるような表示が可能であること。
呼出操作機	・ 外寸は 100mm(W)×150mm(D)×65mm(H) 程度とすること。 ・ 中継器との通信方式は有線接続とすること。 ・ 操作方式はボタン入力式（電卓型）とすること。 ・ 呼出、番号保留、処理済処理及びキャンセル処理操作を行い、待ち人数及び待ち時間を確認することができること。 ・ 手入力での番号呼出し操作ができること。 ・ 1 台の操作機からすべての業務の呼出しができること。

専用ロール紙	・ 発券カードの印字方法は感熱方式であり、1ロール紙で1,000枚相当分以上発券可能であること。
--------	--

(4) その他

- ① 各機器の設置に際して必要となる付属機器や接続ケーブル、消耗品等についても、仕様及び数量に応じて必要な数量及び金額を積算し納入すること。
- ② 導入時の各種設定内容（業務数、表示・印字内容等）は、現場責任者との打ち合わせの上決定すること。
- ③ 導入時に新システムの操作手順を記載したマニュアルを2部以上提供し、操作説明を十分行うこと。

6. 既存機器の撤去作業

対象品は以下のとおり。

各機器附属品、接続ケーブル等も取り外し、全て回収すること。

	男鹿所	鷹巣所	鹿角所	合計
発券機	2台	1台	1台	4台
表示器	3台	4台	4台	11台
操作機	23台	7台	20台	50台

7. アフターフォロー

- (1) 納入物品の無償保証期間は、納入後1年間（1年以上のメーカー保証期間がある場合には、当該メーカー保証期間）とする。
- (2) 調達物品に係る購入後の保証、修理、部品提供等を5年以上にわたり速やかに対応する体制があること。また、安定した運用を図るため、システムの根幹となる発券機・番号表示機・呼出操作機は国内製造品であること。
- (3) 秋田県内にメーカーのメンテナンス拠点を有し、機器の不具合発生時は、迅速に現場訪問対応ができること。

8. 留意事項

- (1) 石綿事前調査は、表示器の設置方法が天吊式である鹿角所で実施済みであり、設置場所において石綿の含有は無であることを確認している。（男鹿所及び鷹巣所はスタンド式表示器使用のため穿孔作業不要。）
- (2) 設置環境及び設置後に他の設備等に支障を与えないよう十分に調査を行うこと。
- (3) 既存機器の撤去作業については、各法令等を遵守し適切に処分すること。
- (4) 納品にあたっては、養生等を施し、納入物品・建物等にキズを付けないこと。受注者の責めに帰すべき理由により、建物や設備等を損傷させた場合は、速やかに下記9現場責任者へ連絡し、受注者の負担により原状復帰すること。また、納品時に発生した梱

包材等は、受注者の負担にて持ち帰ること。

- (5) 本業務の従事者は、業務の実施に当たり、業務上知り得た情報機密事項について、委託期間のみならず、その後においても第三者に漏洩しないこと。
- (6) 本仕様書に記載がない事項については、打ち合わせによることとする。
- (7) 作業完了時は、撤去した既存機器一式の写真及び納入品の写真（設置前、設置作業中、設置後）を請求書に添付し、提出すること。

9. その他

- (1) 必ず現場を確認のうえ、適正に業務を行えるか確認した上で入札書を提出すること。
- (2) 落札者は、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 再委託についての要件は、別紙2のとおりとする。
- (4) 準備・調査費、運搬費、各種設置費、撤去機器処分費等の本業務に係る全ての経費を含むこと。
- (5) 現場確認連絡先（現場責任者）

秋田公共職業安定所男鹿出張所	所 長	日 景	電話	0185-23-2411
大館公共職業安定所鷹巣出張所	業務課	佐々木	電話	0186-60-1586
鹿角公共職業安定所	管理課	小笠原	電話	0186-23-2173

（現場確認時は事前に連絡すること。）

- (6) 仕様に関する問い合わせ先

秋田労働局総務課会計第三係 小野寺 電話 018-862-6681